

社会福祉法人喜楽会 介護福祉士実務者研修 通信課程 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修事業は、次の事業者（以下「当法人」という。）が実施する。

- (1) 名 称 社会福祉法人喜楽会
- (2) 所在地 神奈川県相模原市南区当麻490番地1

(目 的)

第2条 介護福祉士の資格取得を目指す者及び介護福祉士実務者研修の資格取得を目指す者に対して、資格取得に必要な研修を実施することで、介護に関する技術や知識の向上を図り、福祉人材の育成に努める。

(実施課程)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

- (1) 実施課程 介護福祉士実務者研修（通信課程）

(研修事業の名称・位置)

第4条 本研修事業の名称は次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人喜楽会 介護福祉士実務者研修 通信課程
- (2) 位 置 神奈川県相模原市南区当麻490番地1

(研修期間・在籍年限)

第5条 研修期間は次のとおりとし、いずれの場合も1年を超えて在籍できないこととする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 介護職員基礎研修修了者 | 4か月以上 |
| (2) 介護職員初任者研修修了者 | 4か月以上 |
| (3) 訪問介護員研修1級課程修了者 | 4か月以上 |
| (4) 訪問介護員研修2級課程修了者 | 4か月以上 |
| (5) 喀痰吸引等研修修了者 | 4か月以上 |
| (6) 無資格者 | 6か月以上 |

(学級数・定員・コース数)

第6条 学級数は1学級（定員10名）とし、コース数は年間3コースとする。

(履修方法)

第7条 当該科目の履修認定については別紙1に定める通信学習時間数に相当する課題の修了と、面接授業時間数の出席を必要とする。

(スクーリングの会場)

第8条 研修会場は次のとおりとする。

(1) 名称 特別養護老人ホームよもぎの里愛の丘

所在地 神奈川県相模原市南区当麻490番地1

(2) 名称 喜楽会 研修室

所在地 神奈川県相模原市南区当麻893番地8 3階

(募集・受講時期)

第9条 募集・受講時期については各コースの開催時期による。年間日程表を当法人ホームページに掲載する等、各コースの開講日のおおよそ3か月前より受講生の募集を開始する。

(受講対象者)

第10条 受講対象者は介護福祉士国家試験受験予定者であり、研修(スクーリング)の全課程に出席・受講できる満16歳以上の者とする。(母性保護のため、妊娠している者は除く。)なお、入学者の選考は行わない。

(受講手続き)

第11条 受講手続きについては次のとおりとする。

(1) 受講希望者は当法人ホームページ、電話等にて必要資料を取り寄せる。

(2) 受講申込書に必要事項を記入し、本人確認書類及び介護に関する資格修了証明書の写しを添付して、期日までに申し込む。

(3) 申込書は郵送・FAX・電子メール等で当法人研修センター窓口にて受け付ける。

① 当法人から学則・受講料振り込み案内を発送する。

② 学則に同意の上で、受講料を振り込み、入金を確認できた者より、受講を確定する。(先着順)

(4) 受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(受講申込み期限)

第12条 受講申込み期限については、各コースの開講1週間前までとする。(定員に空きがある場合に限る。)

(受講料)

第13条 受講料は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 介護職員基礎研修修了者 | 30,000円 |
| (2) 介護職員初任者研修修了者 | 80,000円 |
| (3) 訪問介護員研修1級課程修了者 | 50,000円 |
| (4) 訪問介護員研修2級課程修了者 | 80,000円 |
| (5) 喀痰吸引等研修修了者 | 90,000円 |
| (6) 無資格者 | 150,000円 |

※ 諸費用・テキスト代込み

(科目の免除)

第14条 受講希望者が保有する資格によって別表1のとおり科目の免除を行う。

(受講料の返還)

第15条 受講料の返還については次のとおり。

- (1) 受講希望者により止むを得ない事情によって解約が申し出られた場合、開講日の14日前までであれば、返金に際しての振込み手数料を負担いただき、残りを返金するが、それ以後の返金については行わない。
- (2) 受講態度不良等の退校処分を受けた場合は返金を行わない。
- (3) 当法人の理由により中止する場合は全額返金する。

(受講生の本人確認)

第16条 受講生は、受講申込み受け付け時又は初回講義時に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、当法人事務職員が確認する。

(使用教材)

第17条 使用教材は次のとおりとする。

- (1) 書名 介護福祉士実務者テキスト（第1巻～第5巻）
- (2) 出版社 中央法規出版株式会社

(通信学習の実施方法)

第18条 通信学習の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 通信学習課題は問題集(郵送)又はWEB学習システムのどちらかを選択することができる。
課題の提出方法は、問題集利用の場合は郵送・FAXでの提出

WEB 学習システム利用の場合は WEB での提出とする。

- (2) 受講生は、課題の進捗状況を確認しながら計画的に課題に取り組む。
- (3) 自宅学習中の質疑等は、スクーリングの際に当該科目の担当講師に尋ねることができる他、E-mail、質問用紙等で受け付ける。
- (4) 提出された課題を4段階で評価（A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満）し、C以上の評価を合格とする。
- (5) D評価の者については同一の課題を再提出し合格するまで提出を求めるものとし、この場合は、1回につき3,000円の再検定料を請求するものとする。

（通信養成を行う地域）

第19条 神奈川県を中心とし、社会福祉法人喜楽会「よもぎの里 愛の丘（神奈川県相模原市南区当麻490番地1）」に通える範囲に住むものとする。

（面接授業・スクーリングの実施方法）

第20条 面接授業（スクーリング）は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に指定の研修会場で行う。出席を確認するため、受講生は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。
- (2) 理由の如何にかかわらず、10分以上の遅刻・早退は欠席とする。
- (3) 面接授業に出席するためには、当法人の定める期日までに定められた通信学習を終了していることを条件とする。
- (4) 授業態度、演習課題の達成度等により総合して4段階で評価（A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満）し、C以上の評価を合格とする。
- (5) D評価の者については再指導とし合格するまで指導を行うものとし、この場合は、1回につき3,000円の再検定料を請求するものとする。

（課程修了の認定）

第21条 課程修了の認定については以下のとおりとする。

- (1) 受講料を全額支払っていること。
- (2) レポート等課題を全て提出し、C（70～79点）以上の評価を受けること。
- (3) 原則、面接授業（スクーリング）に全て出席し、C（70～79点）以上の評価を受けること。
- (4) 医療的ケア演習で一定の基準に達すること。

（補 講）

第22条 補講については次のとおりとする。

- (1) 面接授業（スクーリング）の一部を欠席した者で止むを得ない事情があると認められる者については、補講を行う。補講の実施は、当法人において実施する同カリキュラムのコースの同じ授業を振替受講すること、または担当講師もしくはそれに準ずる講師（研修担当者）により実施するものとする。
- (2) 補講費用については、初回無料、2回目以降は1時間につき1,500円とする。

（修了証明書の交付）

第23条 修了を認定された者に対し、修了証書を交付する。

（修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い）

第24条 修了証明書を亡失・き損した場合、受講生本人の申請により、本人確認できるものを確認の上、再交付する。再交付手数料は1,000円とする。

（退学）

第25条 受講生が疾病、事故、その他止むを得ない事由で退学しようとする時は、その事由を記載した書類を提出し許可を得なければならない。

（休学・復学）

第26条 休学及び復学については次のとおりとする。

- (1) 受講生が疾病等の止むを得ない事由によって受講を一時中断する場合は、その事由を明らかにする書類（診断書等）を添え届け出て、施設長の承認を受けなければならない。ただし、在籍年限を超えない範囲での休学を認めるものとする。
- (2) 規定による休学中の者が復学の際は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを施設長が確認し、編入が可能な他コースで復学するものとする。

（賞罰）

第27条 次に該当する者は、受講の取消し、もしくは除籍とすることができるものとし、受講料の返金は原則行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生の妨げになる場合
- (3) 第5条に定める在籍年限を過ぎた者

（教職員組織）

第28条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 施設長 1名
- (2) 専任教員（内主任1名） 1名以上

- (3) 介護過程Ⅲを担当する講師 1名以上
- (4) 医療的ケアを担当する講師 1名以上
- (5) その他の教員 若干名
- (6) 事務職員 1名以上

(受講生の個人情報の取り扱い)

第29条 受講生の個人情報については、厳正に管理し、問合せ対応、連絡、研修の運営及び受講に関する管理業務の目的のみに利用する。

(休業日)

第30条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) 天災、その他止むを得ない事情により、授業を行うことができないと当法人が認めた日

附 則

この学則は、令和3年7月1日より施行する。

通信学習

別紙 1 (養成課程及び授業時間数)

養成課程及び授業時間数は下表のとおりとし、受講希望者が保有する資格により科目の免除を行う。

種別	科目	時間	介護職員 基礎研修	介護職員 初任者研修	訪問介護員養成研修		喀痰吸引等 研修	無資格者
					1級課程	2級課程		
通信	人間の尊重と自立	5	免除	免除	免除	免除		
	社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除		
	社会の理解Ⅱ	30	免除		免除			
	介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除	免除		
	介護の基本Ⅱ	20	免除		免除	免除		
	コミュニケーション技術	20	免除		免除			
	生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除		
	生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除	免除		
	介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除		
	介護過程Ⅱ	25	免除		免除			
	発達と老化の理解Ⅰ	10	免除		免除			
	発達と老化の理解Ⅱ	20	免除		免除			
	認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除	免除			
	認知症の理解Ⅱ	20	免除		免除			
	障害の理解Ⅰ	10	免除	免除	免除			
	障害の理解Ⅱ	20	免除		免除			
	こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除	免除		
	こころとからだのしくみⅡ	60	免除		免除			
医療的ケア	50						免除	
通学	介護過程Ⅲ	45	免除					
	医療的ケア(演習)						免除	
受講時間数		450	50	320	95	320	400	466
通信科目数		19	1	10	1	11	18	19

※ 訪問介護員養成研修 3 級課程修了者は無資格者と同様のカリキュラムとする。

※ 医療的ケア(演習)については、1 項目 1 人あたり 5 回と救急蘇生 1 人あたり 1 回を行う。